

藤沢市中学校給食センター整備運営事業
実施方針に関する質問及び意見に対する回答

2026年9月18日

No	質問 意見 の別	頁	上か ら何 行目	大 項 目	中 項 目	小 項 目	項目名	内容	市からの回答
1	質問	1	7	I	1	(3)	事業の目的	市長からの事業見直し報道を受け、中学校給食の全員実施が対象に含まれているとの情報を確認いたしました。本「中学校給食センター整備運営事業」について、一時凍結となるのか、予定通り進行するのか、現時点での状況をご教示いただけますでしょうか。 なお、報道における「全員喫食の見直し・延期」との内容から、従来通りの「選択制の維持」となる可能性も想定されます。仮にその場合は、プラン形成や見積への反映をはじめ、開設年度を含めた事業スケジュールの見直しなど、現時点での見通しや検討状況につきましても併せてご教示いただけますと幸いです。	本事業は要求水準書（案）に示した内容を前提として提案をいただき実施する予定です。 ただし、国による中学校給食の無償化の実施がなされない場合は、選択制給食を継続する可能性があります。この場合、配送校数の増加や調理食数の減少等の対応をいただく場合があります。 施設面においては、最大19校への通常食配食が可能よう予めプラットフォームやコンテナプール、消毒保管庫スペース等を計画ください。この点については公募公告時の要求水準書にて追記予定です。 運営面においては、状況により対応を協議するものとします。 配送校等の事業条件が変更となる場合は、新たな業務条件において必要な金額を協議のうえ合理的な範囲でサービス対価を見直す想定です。 また、選択制給食が継続している間は、アレルギー対応はありません。
2	質問	1	7	I	1	(3)	事業の目的	8月24日の市議会にて中学校給食の全員実施など11件の大型公共事業を先送りする方針が公表されました。 「藤沢市中学校給食センター整備運営事業」については、実施方針の予定通りのスケジュールで進捗するのかご教示ください。	No.1の回答を参照ください。
3	質問	1	8	I	1	(3)	事業の目的	質問No.1の通り、中学校給食の全員実施の先送りは、市としての確定事項でしょうか。 その場合、本事業は、PFI方式で6,000食規模の「藤沢市中学校給食センター」を整備し、施設の維持管理を行い、「選択制」で給食提供を行う可能性はありますでしょうか。	No.1の回答を参照ください。
4	質問	1	7	I	1	(3)	事業の目的	本施設の運営開始時点で全員喫食への移行が完了していない場合、本施設からの給食提供は、現行の選択制を継続して一部の生徒のみを対象に開始する想定でしょうか。段階的に対象を拡大する場合を含め、運営開始時に想定する給食実施方式、対象校及び概ねの提供食数について、現時点の考え方をご教示ください。	No.1の回答を参照ください。

No	質問 意見 の別	頁	上か ら何 行目	大 項 目	中 項 目	小 項 目	項目名	内容	市からの回答
5	質問	1	7	I	1	(3)	事業の目的	中学校給食の全員喫食について、令和12年度からの開始時期を見直す場合、現時点で想定する新たな実施時期又は再開時期の判断時期はありますでしょうか。また、全員喫食への移行を判断する際の財政面その他の条件があれば、併せてご教示ください。	No.1の回答を参照ください。
6	質問	2	4	I	1	(4)	持続可能な学校給食の提供(イ)	調理ごみや残渣のたい肥化等を推進するに当たり、藤沢市内に、本事業で発生する残渣等の資源化又はたい肥化を受入・処理できる施設、事業者その他の組織はございますでしょうか。市が把握されているものがある場合は、その施設・事業者等の名称及び対応可能な資源化方法について、具体的にご教示ください。	市による指定又は紹介は予定していません。事業者において受入先を調査・選定の上、提案してください。
7	質問	2	4	I	1	(4)	持続可能な学校給食の提供(イ)	「調理ごみや残渣のたい肥化等を推進し、地域循環型社会に貢献する」とありますが、本事業において具体的にどのような地域内循環のスキームを想定されていますでしょうか。想定されている資源化方法、搬出先、資源化後の生成物の活用先等がある場合は、その考え方を具体的にご教示ください。	調理ごみや残渣の資源化・再生利用を推進することを想定していますが、現時点で市として特定の資源化方法、搬出先、生成物の活用先を指定する考えはありません。事業者において、関係法令を遵守のうえ、適切な資源化方法及び搬出先を選定し、提案してください。 ※参考として、現在、本市小学校では、学校給食調理施設から生じる残菜について、受託者の指定する施設に搬入し、中間処理を実施し、最大限再生利用化する運用としており、再生品は飼料や肥料等の公序良俗に反しないものとしています。
8	質問	3	28	I	1	(5)	(カ)事業者の収入	総事業費の上限額（予定価格）はいつ公表されますでしょうか。公表される場合、施設整備費、維持管理費、運営費等は個別に公表されますでしょうか。	総事業費の上限額は、募集要項等の公表時に示す予定です。 なお、施設整備費、維持管理費、運営費等を個別に公表する予定はありません。
9	意見	4	5	I	1	(5)	事業者の収入	物価変動等を勘案して年1回改定検討を行う。とありますが、運営費の物価変動については、昨今の大幅な最低賃金の上昇を踏まえ、神奈川県最低賃金を指標としていただけないでしょうか。	ご意見として承りました。なお、物価変動によるサービス対価の改定方法は募集要項にて示します。

No	質問 意見 の別	頁	上か ら何 行目	大 項 目	中 項 目	小 項 目	項目名	内容	市からの回答
10	質問	4	3	I	1	(5)	(カ) b開 業準備に 係るもの	「開業準備に係る対価について、市は維持管理運営期間にわたって事業者に支払う。支払いは年4回行う」と規定されています。 開業準備は採用・教育などのため、施設引渡前から開始となり、相応の金額となることから、他の給食センターPFI事業と同様に、維持管理・運営に係る対価とは別に、開業準備完了後（請求後30日以内に）一括でお支払い頂きますようお願い致します。	ご意見として承りました。なお、サービス対価の支払い方法は募集要項にて示します。
11	質問	4	3	I	1	(5)	(カ) b 開業準備 に係るもの	開業準備業務では、人員確保・教育、試運転、各種リハーサル等の費用が供用開始前に発生します。実施方針では開業準備及び維持管理・運営に係る対価を維持管理運営期間にわたり支払うとされていますが、開業準備に係る対価は維持管理・運営対価と区分し、開業準備完了後に支払う方式としていただくことをご検討いただけますでしょうか。併せて、支払時期・方法をご教示ください。	ご意見として承りました。なお、サービス対価の支払い方法は募集要項にて示します。
12	質問	4	3	I	1	(5)	(カ) 物価 変動による サービス対価の 改定	維持管理・運営に係る対価について、物価変動等を勘案して年1回改定を検討するとありますが、改定に使用する指標、基準時点、改定時期、変動率の基準及び算定方法をご教示ください。また、人件費、電気・ガス料金、燃料費その他の費目ごとに異なる指標を適用することは可能でしょうか。最低賃金、社会保険料又はエネルギー価格等が急激に上昇した場合、年1回の定期改定とは別にサービス対価を見直すことは可能でしょうか。 現時点で未定の場合は、決定・公表予定時期並びに提案価格、施設設計及び運営計画に採用すべき前提条件をご教示ください。	ご意見として承りました。なお、物価変動によるサービス対価の改定方法は募集要項にて示します。
13	質問	4	3	I	1	(5)	(カ) 事業者の収入 b 開業準備及び 維持管理・運営 に係るもの	全員喫食の開始延期等、市の政策判断により本施設の提供食数が当初想定を大きく下回る場合、実施方針に示す固定料金・変動料金の設定及び給食数増減リスクはどのように取り扱う想定でしょうか。児童生徒数の自然減による給食数減少とは区別して、市の政策変更起因する提供食数の減少に係る費用負担及びサービス対価の考え方を具体的にご教示ください。	政策判断による提供食数変更は要求水準の変更として取り扱い、適宜協議のうえサービス対価を再度定め、契約変更することを想定しています。
14	質問	4	3	I	1	(5)	(カ) 事業者の収入 b 開業準備及び 維持管理・運営 に係るもの	廃棄物収集、処理、処分運搬業務に係る費用は、維持管理・運営に係るサービス対価に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、当該費用について、固定料金又は提供食数に応じた変動料金のいずれとして取り扱うことを想定されているか、現時点の考え方をご教示ください。	廃棄物の収集、運搬及び処理・処分に係る費用は、維持管理・運営に係るサービス対価に含まれますが、現時点で特定の料金区分は想定していません。提案に当たっては、事業者において適切な費用区分にて見込んでください。

No	質問 意見 の別	頁	上か ら何 行目	大 項 目	中 項 目	小 項 目	項目名	内容	市からの回答
15	意見	4	17	I	1	(5)	(ク) 事業の実施スケジュール	事業の実施スケジュールとして開業準備期間が「令和12年2月～令和12年3月（約2ヶ月間）」と規定されています。 本施設での従業員の採用やISO22000・HACCPに係る採用者の教育・訓練等に2ヶ月以上の期間を必要とすることから、実務上の開業準備開始時期は令和12年2月以前とせざるを得ませんので、ご了承ください。	ご意見として承りました。
16	質問	4	17	I	1	(5)	(ク) 事業の実施スケジュール	令和8年8月24日の議員全員協議会における「今後の財政状況を見据えた事業のあり方について」に関連し、中学校給食の全員実施が見直し・先送りの対象とされた旨が報道されています。本事業（中学校給食センターの整備・運営PFI）自体も見直し又は先送りの対象となるのでしょうか。それとも、本事業は現行どおり実施し、全員喫食への移行時期のみを見直すとの整理でしょうか。現時点の方針を具体的にご教示ください。	No. 1の回答を参照ください。
17	質問	4	17	I	1	(5)	(ク) 事業の実施スケジュール	上記の事業見直しを踏まえても、実施方針に示す令和9年6月の事業契約締結、令和12年1月の施設引渡し、令和12年4月からの維持管理・運営開始という本事業のスケジュールに変更はないとの理解でよろしいでしょうか。変更を予定又は検討している場合は、現時点で想定する変更内容及び時期をご教示ください。	No. 1の回答を参照ください。
18	質問	6	10	II	2	(1)	選定委員会の設置	選定委員会の委員構成では、財務・会計を専門とする委員及び藤沢市理事、部長等の役職者が明示されていません。提案審査において、事業収支計画、資金調達計画、サービス対価その他の費用算定の妥当性・適正性については、どの主体がどの段階で確認・評価を行う想定でしょうか。また、選定委員会以外に庁内審査や財務・会計面の専門的確認を予定されている場合は、その体制及び選定委員会との役割分担についてご教示ください。	提案内容の審査については、募集要項等に基づき選定委員会において総合的に実施します。事業収支計画、資金調達計画、サービス対価その他の費用算定についても、提案全体の実現性及び妥当性の観点から審査の対象となります。 また、市においても提案内容の確認を行います が、具体的な確認体制及び役割分担については公表を予定していません。 なお、応募者においては、自らの責任において事業期間を通じた実現可能かつ妥当な事業計画を提案してください。

No	質問 意見 の別	頁	上か ら何 行目	大 項 目	中 項 目	小 項 目	項目名	内容	市からの回答
19	意見	7		Ⅱ	3		募集及び 選定スケ ジュール	項募集要項等の公表が10月上旬で提案書の提出期限が令和9年1月中旬となっており、非常にタイトなスケジュールだと思われます。本事業において質問No.2の通り、「選択制」への変更があった場合、要求水準書や事業契約内容等も当初から大幅な改定が予想されますが、その場合、事業計画、施設整備のプランも変更が必要になり、見積の積算が後ろ倒しになる可能性があります。昨今は、建設関係の見積も日数を要する傾向にあり、積算期間が短いと精度が高まらないリスクがございます。プラン検討、積算の期間を確保し、安定的に事業を遂行するためにも事業の開始時期を令和12年8月や令和13年4月等検討いただけないでしょうか。	事業の開始時期の後ろ倒しは現時点では検討しておりませんが、募集要項に関する第1回質問の回答時期を早め、第2回質問に代えて、対話質問・回答を実施し、対話回答が11月中に終了とし、提案書提出期限については当初の予定から2週間ほど後ろ倒しするスケジュールを検討しております。詳細につきましては、募集要項の中でお示いたします。
20	質問	7	1	Ⅱ	3		募集及び 選定スケ ジュール	提案審査書類の受付の期日を「募集要項に関する第2回質問に対する回答」の公表時期の約2ヶ月後（現日程を前提とすれば2027年2月末）として頂けませんか？ 【お願いする理由】 本事業では設計・建設に係る初期投額の一部について割賦払いとなることから、金融機関からの融資が必須ですが、当該融資に係る金融機関の審査のため、どの金融機関に対しても、提案審査書類の受付（現状2027年1月中旬）の少なくとも1ヶ月前（同2026年12月上中旬）までに本事業に係る収支計画を提出する必要があります。 現状の募集及び選定スケジュールでは「募集要項に関する第2回質問に対する回答（公表時期2026年12月下旬）」を踏まえて修正した収支計画等を金融機関に提出することは不可能です。 従いまして、「募集要項に関する第2回質問に対する回答」の公表時期12月下旬から、当該回答を踏まえて収支計画等の修正に要する期間（3週間～1ヶ月）と金融機関の審査期間（1ヶ月）を考慮頂き、提案審査書類の受付期日を変更して頂くことをお願いする次第です。 なお、神奈川県内の学校給食センターPFI事業（川崎市、厚木市、平塚市、相模原市）の要求水準案公表日から提案審査書類の受付期日までの期間が平均245日と本事業の当該期間（約150日）と比較して長くなっているのは、上記内容を背景としたものと推察します。	No. 19の回答を参照ください。

No	質問 意見 の別	頁	上か ら何 行目	大 項 目	中 項 目	小 項 目	項目名	内容	市からの回答
21	意見	7	1	Ⅱ	3		事業者の募集及び選定スケジュール（予定）について	本事業では設計・建設に係る初期投資額の一部について割賦払いとなることから、金融機関からの融資が必須であり、当該融資に係る金融機関の審査には一般的に約1ヶ月の期間が必要です。 現状の募集及び選定スケジュールでは「募集要項に関する第2回質問に対する回答の公表時期（2026年12月下旬）」から「提案審査書類の受付期日（2027年1月中旬）」まで年末年始を挟んで1ヶ月未満となっていることから、金融機関の審査期間としては十分ではないと感じます。 精度の高い提案を通じ、より良い事業とするためにも、金融機関の審査期間（1ヶ月）をご考慮頂いた募集及び選定スケジュールとして頂きますようお願い申し上げます。	No. 19の回答を参照ください。
22	意見	7	1	Ⅱ	3		事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	要求水準書の公表から提案書提出期限までの期間がかなり短いように感じます。スケジュールの変更につきまして、難しいとは思いますがご検討いただければ幸いです。	No. 19の回答を参照ください。
23	意見	7	1	Ⅱ	3		募集及び選定スケジュール	“提案審査書類の受付の期日を2027年2月末としていただけませんか？” 現状の募集及び選定スケジュールでは、提案審査書類の受付から逆算していくと、金融機関の審査に1ヵ月程度かかることが予想されることから、積算を11月上旬から始めないと間に合いません。「募集要項等に対する第1回目の回答」の公表が11月上旬となると、回答内容を踏まえた設計検討後の積算になるため困難なスケジュールとなります。 要求水準書（案）の公表時期及び実施方針・要求水準書（案）に関する質問の受付締切時期が変更となった分以上の期間延長を希望致します。	No. 19の回答を参照ください。

No	質問 意見 の別	頁	上か ら何 行目	大 項 目	中 項 目	小 項 目	項目名	内容	市からの回答
24	質問	7	1	Ⅱ	3		募集及び 選定スケ ジュール	本給食センターの整備は継続する一方、供用開始時における全員制喫食の導入は先送りし、国における中学校給食無償化の検討結果を踏まえて、全員制喫食又は選択制デリバリー方式のいずれとするかを決定する予定であると伺っております。配送対象校及び学校別食数が変更となる場合、配送車両の車種・台数、配送ルート及び運行計画の見直しに加え、配送・回収プラットフォーム、車両動線、駐車・待機スペース、コンテナ数、調理・盛付能力等、本給食センターの施設設計及び運営計画に大幅な修正が必要となります。変更後の事業条件を適切に反映し、実現可能性及び精度の高い提案を作成するための検討期間を確保する必要があることから、提案審査書類の受付期日を現在の期日から3週間延期していただけないでしょうか。また、変更後の事業条件の公表が遅れる場合は、当該条件の公表日から少なくとも3週間の提案検討期間を確保していただけないでしょうか。 現時点で未定の場合は、決定・公表予定時期並びに提案価格、施設設計及び運営計画上採用すべき前提条件をご教示ください。	No. 19の回答を参照ください。
25	意見	7	18	Ⅱ	3		募集及び 選定スケ ジュール	本事業では、設計・建設費の一部が維持管理・運営期間中に亘って割賦払いされることとなっており、金融機関からの融資が前提となると思料されます。金融機関の実務としては、案件の条件が募集要項等に関する第2回質問の回答により整理・確定した後、その内容を反映した収支計画案等を用いて内部審査・稟議決裁を行い、その結果を踏まえ関心表明書等を発出します。こうした審査・決裁プロセスには、条件整理後少なくとも1ヶ月程度の期間が確保されることが望ましいところ、現行のスケジュールでは、第2回質問回答の公表時期と提案審査書類の受付期日との間隔が短く、十分な時間を確保することが困難であると考えられます。資金調達を含む事業の実現可能性を高めるためにも、提案審査書類の受付期日を含む今後のスケジュール設定について、上記のような審査期間の確保にご配慮いただきたく存じます。	No. 19の回答を参照ください。
26	質問	7	1	Ⅱ	3		募集及び 選定スケ ジュール	要求水準書（案）の公表が当初予定より遅れた一方、提案審査書類の受付は令和9年1月中旬、第2回質問への回答は12月下旬の予定であり、その内容を設計・積算・事業収支等に反映する期間が非常に限られます。提案内容の精度を確保するため、受付期限を令和9年2月末まで延長していただくことをご検討いただけますでしょうか。少なくとも、公表の遅れを考慮した期限設定をご検討ください。	No. 19の回答を参照ください。

No	質問 意見 の別	頁	上か ら何 行目	大 項 目	中 項 目	小 項 目	項目名	内容	市からの回答
27	質問	14	16	Ⅱ	6	(2)	エ 建設業務を行う者	「(エ)平成28年4月以降に工事が完了した延べ面積3,000㎡以上の施設の新築・改築又は新築部分が3,000㎡以上の増築に関する建築一式工事について、元請としての施工実績を有すること」とありますが、当該工事の発注形態が、建築一式工事と電気設備工事・機械設備工事等の分離発注であった場合、電気・機械設備工事を含まない「建築一式工事のみ」の施工実績であっても、本要件を満たす元請実績として認められるかご教示ください。	実績として認めますが、「建築一式工事のみ」の施工実績の場合は、同規模施設における電気設備工事・機械設備工事について、元請または一次下請としての施工実績を有する構成員をそれぞれ加えてください。
28	質問	14	16	Ⅱ	6	(2)	エ 建設業務を行う者	「(オ)平成28年4月以降に工事が完了したドライシステムの学校等へ配食する給食施設、特定給食施設又は食品工場等の新築・増築又は改築工事について、元請としての施工実績を有すること」とありますが、電気設備工事、機械設備工事、厨房設備工事等が分離発注されており、自社が建築一式工事のみを元請として完了した実績である場合も、本要件に該当する実績として認められますでしょうか。認められる場合、必要な施工範囲等について、認定の具体的な基準・条件がございましたらご教示ください。	実績として認めますが、「建築一式工事のみ」の施工実績の場合は、同規模施設における電気設備工事・機械設備工事について、元請または一次下請としての施工実績を有する構成員をそれぞれ加えてください。
29	質問	14	16	Ⅱ	6	(2)	エ 建設業務を行う者	「(オ)平成28年4月以降に工事が完了したドライシステムの学校等へ配食する給食施設、特定給食施設又は食品工場等の新築・増築又は改築工事について、元請としての施工実績を有すること」とありますが、参加資格審査において具体的にどのような資料の添付を求められるか、必要な書類一式をご教示ください。	募集要項公表時に示します。
30	質問	14	26	Ⅱ	6	(2)	維持管理業務を行う者 (イ)	公立保育園内に設置され、当該保育園のみに給食を提供する調理施設の維持管理業務の実績は、(イ)の「学校等へ配食する給食施設の維持管理業務の実績」に該当すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	質問	14	26	Ⅱ	6	(2)	維持管理業務を行う者 (イ)	(イ)に記載する「学校等」について、公立保育園はその対象に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。公立保育園が「学校等」に含まれるか否かについて、具体的にご教示ください。	含むものとします。
32	質問	15	5	Ⅱ	6	(2)	その他業務を行う者	「令和7・8年度藤沢市競争入札参加資格者名簿（工事）又は（一般委託）に記載されていること。」と記載がありますが、調理設備企業として参画する場合は、物品で営業種目「業務用厨房機器類」に搭載されていればよろしいでしょうか。	調理設備企業はその他業務を行う者として参画いただくものとします。参画要件の詳細は、募集要項等へ示す参加資格要件をご確認ください。

No	質問 意見 の別	頁	上か ら何 行目	大 項 目	中 項 目	小 項 目	項目名	内容	市からの回答
33	意見	15	24	Ⅱ	6	(4)	地域経済 への配慮	「応募者は、構成企業及び協力企業に、市内に本社・本店等を置く市内企業を加えるように努めること。」と記載がありますが、地元経済、雇用に影響を与える「工場等」加えていただけないでしょうか。	ご意見として承りました。 なお、「市内に本社・本店等を置く市内企業を加えるように努めること」とする趣旨は、地域経済の振興及び市内企業の参画促進を図るものです。現時点では、「工場等」を必須要件として追加する予定はありませんが、地域経済への配慮は評価の観点として審査基準書で示す予定です。
34	質問	17	22	Ⅲ	3	(2)	モニタリ ングの時 期及び内 容	モニタリング結果により改善勧告や業務対価の減額等を行うとされています。維持管理業務における要求水準未達の判定基準、減額対象となる事象、是正のための猶予期間及び減額算定方法について、募集要項等で具体的に示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	質問	19	4	Ⅲ	1	(2)	表1 リス ク分担表 (案) 政 策転換リ スク	今後、市の政策変更により本事業の実施時期又は事業条件が変更され、応募者に再設計・再積算・資金調達計画の見直し等が必要となる場合、その追加負担や物価変動等についてはどのように取り扱う想定でしょうか。併せて、条件変更の内容に応じて募集・提案スケジュールを再設定する考えがあるかご教示ください。	追加負担等については、No. 1の回答を参照ください。 募集・提案スケジュールは、No. 19の回答を参照ください。
36	質問	19	5	Ⅲ	1	(2)	政策変 更・業務 範囲変更 時の追加 費用	市の政策変更又は要請により、配送対象校、提供食数、献立数、アレルギー対応範囲、配膳員の配置人数その他の業務範囲が変更され、車両、設備、人員又は施設の追加・変更が必要となった場合、追加費用及びスケジュールへの影響について、市と事業者で協議のうえサービス対価及び履行期限を変更するとの理解でよろしいでしょうか。変更手続及び費用算定方法をご教示ください。	No. 1の回答を参照ください。
37	質問	19	5	Ⅲ	1	(2)	表1 リス ク分担表 (案) 法 令リスク	表1では本事業に直接係る法制度の変更は市、それ以外は事業者のリスクとされています。建築物環境衛生管理基準、学校給食法、消防法等の改正により、新たな点検・設備改修・人員配置等が必要となる場合、どちらのリスクに該当するのか、追加費用の負担及びサービス対価見直しの基準・手続をご教示ください。	提案書の締切以後に法令の改正や基準の変更が公布・周知された場合は、合理的な範囲で市が追加費用を負担するものとします。
38	質問	19	22	Ⅲ	1	(2)	表1 リス ク分担表 (案) 物 価変動リ スク	維持管理・運営期間の一定範囲を超える物価変動は市のリスクとされていますが、修繕部品、設備機器、法定点検・保守委託費、人件費等の上昇もサービス対価改定の対象となるのでしょうか。対象となる物価指数、基準時点、改定幅・閾値及び改定方法をご教示ください。	募集要項公表時に示します。

No	質問 意見 の別	頁	上か ら何 行目	大 項 目	中 項 目	小 項 目	項目名	内容	市からの回答
39	質問	19	22	Ⅲ	1	(2)	表1 リスク分担表（案） 物価変動リスク	本施設の光熱水費は事業者負担とされていますが、電気・ガス・水道料金の単価が当初想定を大きく上回った場合、物価変動リスクとしてサービス対価の見直し対象となるのでしょうか。対象となる場合の指標・基準・改定方法、対象外となる場合のリスク負担の考え方をご教示ください。	募集要項公表時に示します。
40	質問	19	25	Ⅲ	1	(2)	リスク分担の方法等（No. 19）	リスク分担表にて、維持管理・運営期間における「一定の範囲を超える物価変動」に伴う費用増減は分担事項とされています。この「一定の範囲」について、現時点で具体的な数値や定義の想定はございますでしょうか。	募集要項公表時に示します。
41	質問	19	28	Ⅲ	1	(2)	不可抗力による給食中止時の費用負担	実施方針19ページNo. 16及びNo. 17の不可抗力リスクについて、災害その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により給食の全部又は一部が中止となった場合、①確保済みの人員、車両及び設備等の固定費、②中止連絡前に発生した調理費及び配送準備費、③廃棄処分費のうち、市負担、事業者負担及び一定額までの事業者負担となる範囲を項目別にご教示ください。また、「一定の金額」の算定基準及び上限額並びに保険等により合理的にカバーすべき範囲をご教示ください。現時点で未定の場合は、決定・公表予定時期並びに提案価格、施設設計及び運営計画に採用すべき前提条件をご教示ください。	募集要項公表時に示します。
42	質問	19	1	Ⅲ	3	(3)	表1 リスク分担表（案）	No. 33の事業用地の土壤汚染及び地中障害物等に関するもの（市が公表した資料から合理的に予測できる土壤汚染及び地中障害物は除く）について、市は対応費用の負担等について協議できるものとする。とありますが、貴市が公表した資料から予想できないものについての費用負担は貴市の負担もしくは協議としていただけないのでしょうか。△は何を指しているのでしょうか。	公表した資料から予想できない地中障害物に関する対応方法及び費用負担は、協議によるものとする予定です。なお、個別事案の状況に応じて費用負担を決定するため、市が全ての費用を負担することを意味するものではありません。土壤調査の実施やその対策は事業者の費用責任において実施するものとします。
43	質問	19	1	Ⅲ	4	(4)	表1 リスク分担表（案）	No. 39の市の指示によるもの以外の要因による工事費の増大に関するものは事業者負担となっておりますが内容によって協議としていただけないでしょうか	事業者の責による工事費の増大は事業者の負担を想定していますが、どちらの責にもよらない場合は不可抗力として扱い、協議により負担を決定するものとします。
44	質問	20	1	Ⅲ	1	(2)	リスク分担の方法等（No. 45）	将来的なアレルギー食対応の増加や運用見直しに伴い、プレハブ冷蔵庫等の設備拡張が必要となった場合、設計変更および追加費用の負担区分（リスク分担表における「市の責に帰する事業内容・用途の変更」への該当可否）を明確にさせていただきますでしょうか。	市の要求による調理能力の拡充については、合理的な範囲で市が追加費用を負担します。

No	質問 意見 の別	頁	上か ら何 行目	大 項 目	中 項 目	小 項 目	項目名	内容	市からの回答
45	質問	20	12	Ⅲ	1	(2)	表1 リスク分担表 (案) 給食数増減 リスク	本施設は、提供食数にかかわらず建物・設備の維持管理、警備、一定の人員配置等の固定的な費用が発生します。全員喫食の開始延期等により提供食数が当初想定を下回る期間について、事業の安定的な継続を確保するため、固定料金の調整、サービス購入費の見直し、最低提供食数を前提とした補填その他の措置を設ける考えはありますでしょうか。現時点で想定する対応があればご教示ください。	No. 1の回答を参照ください。
46	質問	20	26	Ⅲ	1	(2)	食数増減時のサービス対価	給食数の増減が一定以上となる場合はサービス購入費の見直しについて協議できるとありますが、見直しの対象となる増減率、食数、継続期間及び算定方法をご教示ください。また、選択制デリバリー方式の喫食率が想定を下回った場合であっても、事業者が確保した責任者、調理員、配送員及び配膳員等の人件費並びに車両、設備等の固定費については、サービス対価として支払われるとの理解でよろしいでしょうか。現時点で未定の場合は、決定・公表予定時期並びに提案価格、施設設計及び運営計画上採用すべき前提条件をご教示ください。	募集要項公表時に示します。
47	質問	20	31	Ⅲ	1	(2)	市の要請による給食中止時の費用負担	実施方針20ページNo. 61に記載された「市の要請による給食中止」について、事業者の責めに帰さない中止の場合、①確保済みの人員、車両及び設備等の固定費、②中止連絡前に発生した調理費及び配送準備費、③廃棄処分費は、サービス対価の支払対象になるとの理解でよろしいでしょうか。対象外となる費用がある場合は、項目別にご教示ください。また、中止連絡期限及びサービス対価の算定方法をご教示ください。	募集要項公表時に示します。
48	意見	27	3	Ⅷ	1		議会の議決	債務負担行為に関する議案を令和8年9月定例会に提出する予定とありますが、全生徒に学校給食を提供する前提から「選択制」に前提条件が変更になった場合は、現在想定されている予算で提出されますでしょうか。選択制となった場合、通常食の配送が8校から19校に増え、配送計画や配膳員の配置等影響があるため、再度予算確保いただけないでしょうか。	No. 1の回答を参照ください。
49	質問	全体					事業の実施	2026年8月24日開催の市議会全員協議会にて11事業が見直すこととなり、その1つが本事業であると認識しています。本事業を見直しする内容について、本質問の回答予定時期9月下旬を待たずに速やかにご公表ください。	No. 1の回答を参照ください。